該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望管理番号		要項 事項		要望事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
道路交通去第85条,道路交通法施 行规则第2条	週路交通法第85条により、大型三輪車を運転しようとする省は、大型三輪免許を受けなければならないこととされ、普通二輪車で運転したとされている。 大型二輪を持ては普通二輪を持てを受けなければならないこととされている。 また、週路交通法施行規則第2条により、大型二輪車よ、超排效量0・400 リットルを超える方域が表現が表現がある。 大型特殊自動車及び及び小型特殊自動車及び及び小型特殊自動車以外のものと規定され、普通自動二輪車以上、型自動二輪車及び小型特殊自動車以外のものと規定されている。	c	自動二輪車は総排気量が大きくなる ほど高度な運転技能が必要であり、 総排気量 400c以下の自動二輪車を 対象としている音画 編集を運転 できることとすることは、道路交通の安 をに支越を来すことから、認めること はできない。		2010001	警察庁	道路交通法における自動車の区分の 改正	5002	: 50024	1	1 個人(福田 誰)		道路交通法における自動車の区分の 改正	える内燃機関を原動機とする・・としてい	この規制改革をすることで、普通自動二 構発許で0、600リットル末濃の主軸車に 無率が可能とし、0、600リットル末濃の発 品の市場を拡大する。これにより、日以なと におけることができることができることができることができることができることができることが同時は「6000プラス(~4000)の製品 と外国時計に6000プラス(~4000)の製品 と外国時計に6000プラス(~5000プラス) 以上を低減することが可能になり、国内 メーカーの国際競争力を増強させること ができる。	切ものとすることができ、国内メーカーが 現在国内向けに40000クラス(-400	
自動車の保管場所 の確保等に関する 法幹第3条		c	自動車の保管場所の確保等に関する 法律は、自動車の保育者が超路上の 場所以外の場所に自動車の保育者が 確保しなければならないにとき規定 しており、この保管場所には、無難、空 き地その他自動車を必ず集単させる ことができる場所であることを要する。 仮に、御夢壁のように保管場所の収 育能力について接触率にあった台数 を認めようとしても、曜日、季郎、需要 の変動所によって接触しているレンク カーの数は一定ではない以上、保管 場所として必要なスペースがなり、 場所として必要なスペースがなり、 場所とは、事業所が、事業の、増加や支通決満 の悪化を招くまされが十分考えられ る。 したがって、御要型のような方法につ したがって、御要型のような方法につ したがって、御要型のような方法につ いては、適正な保管場所を確保して いると認めることはできないと考える。		z010002	警察庁	レンタカーの様態率にあった保管場所 の確保の容認	5015	i 5015i	50002 1	1 オリックス・レンタカー株式会 社	:	レンタカーの稼働率にあった保管場所 の確保の容認	自家用自動車資選許可申請書の事項には、車庫の収容能力の記載が義務付けされており、また、自動車の保存者は道路上以外の場所での保管場所を確保することされている。しかし、レンタカーは影響用車両に近い性質であり、ユーザーにレンタルしている期間は容器制所が空くため、保管場所の収容能力については稼業率にあった台数で認めてほしい。		事業者からみれば、保管場所確保費用の 軽減につながる。また、都市部において、 駐車場スペースが社会問題化している 中、レンタカー事業者に必配望な駐却、 ペースの確保は、一般企業、個人に駐車 場確保をこんなんにさせ、土地の有効利 用の妨げになっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望管理番号		要等 事項 事項 補組		要望事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
自動車の保管場所 の確保等に関する 法律第3条。同法施 行令第1条	自動車の使用の本拠の位置とは、原 別として、自動車の保育者その他自 動車の管理責任者の所在地をいい、 具体的には、自動車のでは70所に供 する拠点として使用し、かつ、自動陣 の使用の管理をするという実態を構え ている場所であるか否かで判断する。	d		自動車の使用の本拠の位置については、自動車を運行の用に供する拠点として使用し、かつ、自動車を運行の開に供する拠点を備えている影を備えている場所であっても、この場所を使用の本拠の位置として認め得る。 株職の本拠の位置として認め得る。 株職の本拠の位置として認め得る。 は、具体的な内容については、管轄管察署に相談していただきたい。		20100003	警察庁	車両衛理可能な事務所(メンテナンス 拠点等)を使用の本拠地とする。	5015	5 5015/	1	オリックス・レンタカー株式会 社	3	東両額項可能な事務所(メンテナンス 拠点等)を使用の本拠地とする。	自動車の保有者は道路上の場所以外での保賀部所を確保しなければならないとの保賀部所を確保しなければならないとすれ、且の、その保留場所は使用の本拠地から2kmを超大ない範囲と認められている。これを、レンタカー会が保賀部所とはでなく、専両領理ができるメンテナンス拠点等を使用の本拠に率するものとして認めてほしい。		保管場所の確保に関する法律は、路上駐車を抑制し、交通の円滑化を図ることが目的と思われる。レンタカーの場合、使用の を持つ3場所であり、車両の管理ができる のであれば、メンテナンの基高等でも代 等できると思われる。また、レンタカーの部 業所は契約などの一等地に多く、事業者 ができると思いる。また、レンタカーの 業所は契約などの一等地に多く、事業者 のである。 は、メンテナンとしまり、用 のは毎単環路が決定を形とさせることか ら、マイナス面が多いと思われる。	
	資物が分割できないものであるため、 政令で定める精製重量等の制限を担 える場合は、簡聚悪長の許可を受け なければならない。	d		制限外標載許可の期限は、1個の運 転行為の開始から終了までに要する 期間を原則と1つ入 同一運転信によ リ定型的に反復、継続して行われる運 転行為とかまでととしており、 経路における交通状況の変化が少な いなどの事情がある場合は、置終着 同期期間とすることも可能であるので、 出発地を開轄する置祭書と相談して いただきたい。		20100004	警察庁	反復継続して輸送する場合の、制限 外機載許可の許可期限の延長	5019	\$ 50194	00002 1	1(社)日本建設機械	2	反復継続して輸送する場合の、制限 外積載許可の許可期限の延長	制限外積載許可において、反復継続して 同じ経路を輸送する場合、許可期間が、 原則3ヶ月となっているが、それを、原則1 年間となるように延長いただきたい。		(1) 申請届け出は、出発地警察署に行う が、運送事業者の所在地が、出発地近辺 でないことも多く、申請回数を少なくする ことによって、警察書までの申請・受得の 往後に要する時間の部減等、業務の効率 化を図りたり、 (2) 特殊車両連行許可の許可期限が、1 年間や単年であり、同等以上にしていた だきたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号		要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
	自動車の保有者は、道路上の場所以 外の場所において、当該自動車の保 等場所を確保して、当該自動車の保 等場所を確保して、当該直動車の保 されている。 道路運送法第2条第2項に規定する自動車に 対策2条第3項に規定する自動車に ついては、道路運送法、貨物利用運送事 運送事業の用に供する自動車で のしては、道路運送法、貨物制制車の数金 びに自動車車側の位置の大空移転力 を事業計画の記載事項とすることによ り、保留場所確保義務の履行の確保 が図られている。			港湾地区において路上に設置された シャーシに対する追突による死亡事故 等の重大事故が発生している状況に あること、季飯、天焼、景吹等により運 行に供されるシャーシの数がロくか。 変を検討するに、その実別には、得 変を検討するに、その実別には、行 の場合登録。にいれるのは、事業者団 所が減少しても、路上に溢れ出る シャーンが出現しないよう。事業者団 が成少しても、対象シャーシのための 排他的影響スペースを確保し必要 加い直がするとともに、シャーシの原理 が不適切にされていないかを確認す のにあることにより、事業者ごとに実験 のに必要となる保管等所の数を特定 に講じることにより、事業者ごとに実験 のに必要となる保管等所の数を特定 できるようにする必要があるととなる保管等所の数を特定 に対しておりませるとなる保管等所の数を特定 に対しておりませば、どれると音を表していない。 本籍者団は、港湾を展現す 自治を停下されてかかる担保措置 を確実に適じることにより、事業者団は、大海を展現す をはないたと解釈できる場合を示す ことも考えられるが、そのような現過 を得られない頃りは、債重な学順をせ ざるを得ない。		z010005		内訓輸送用トレーラー・シャーシの車 庫に関する規定の見直し	5031	503100	io 11	社団法人日本船主協会	1	/始縮送用トレーラー・シャーシの車 摩に関する規定の見直し	内航輸送用シャーシ運用上においては、 登録用車車確保の負担が所有者に強い られる一方、その車庫は12とんど利用さ れておらず、現在の規制は利用実態にそ でわない、ため、 いなは、車庫一台のスペースで複数台 登録できるようにするべきである。		自動車の保有者は車庫法により保管場所を確保しなくてはならないが、海上輸送用トレーラ・・シャーシルでよっても一般のトラック同様。他が適用されても一般のトラック同様、自然が適用されていまった。 日本日本 日本日本 日本日本 日本日本 日本日本 日本日本 日本日本 日本	
古物層響起第21条 の3	古物霊獣法第21条の3では、古物館 リカッセ人業者は、出品された古物に シリに、盗品等の疑いがあると認める ときは、首ちに、警察官にその旨を申 告しなければならないこととされてい る。	c		古物営業業第21条の3の規定は平成14年11月の古物営業法の一部改正により設けられ、平成15年9月に施行されたものであり、法の開助を図っているほか、古物設けあっせん業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネット・オークションサイトの運用を改善するよう指導しているところである。		z010006	警察庁	インターネットオークションにおける盗 雑自動車の法金規止(古物管署法21 条の3の申告義務退反に対する行政 処分の制度化)	5034	503400	23 51	(社)日本摄謝保険協会	2	3 盗難自動車対策の強化	滋養自動率対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係 留庁と問題が体による官氏も同プロジェクトチームが発足、不正確は助り上の アルテームが発足、不正確は助り出る。こうした 対策の変別性を含らに上げるために、法 発傷、イモピライケの富を促進を入 以下のような 制度の見遺し等を図ること が必要である。 インターネットオークションにおける盗 難自動車の活通阻止(古物書業法21条 の3の申告義務違反に対する行政処分の 制度化)	失の低減に大きく寄与することになる。 (定量的評価は困難であるが、03年度の	64,000件を数え、ここ3年続けて60,000 件を超えて高止まりの傾向を示している。 また、自動率盗骸に関する支払保険金は 毎年600億円弱に達し、経済的な面から も深刻な社会問題となっている。 インターネットオークションに、画類中華	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望管理番号	要望事		■ 要却主休名		要望	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記 事 項)
出資の受入れ、預 金及び金利等の取 締りに関する法律 第1条 第2条	出調法第1条は、「何人も、不特定且 つ多数の者に対し、後日出資の払い 戻しとして出資金の金額若しくはこれ をこえる金額に相当する金銭を支払う、 とも音を無力、又は蝴蝶かのうちに示 して、出資金の受入れをしてはならない。1、ものとしてはからない。第2条は「輩として耐り、 変するにつき他の法律に特別の規 変がある者を総ぐ外、何人も輩として 明り金をしてはならない。ものとして は、 また、「預り金」とは、不特定かつ多数 の者からの金銭の受入れであつて、 に掲げるものをいう。 一 預金、貯金又は定期積金の受入 れ こ 社債、借入金その他何らの名義を もつてするを限わず、前号に掲げるも のと同様の経済的性質を有するもの	c		・第1病関係 ・ 第1病関係 ・ 出資金は出資元本が保証されないことを本職はするものであることから、当 該払戻しが実行不能に陥った場合、 安全であると試信して出資した一般 を表しませる。 ・ 第2病関係 を表しての「預り金、が全部的に禁止 ・ 第2病関係 を表しての「預り金、が全部的に禁止 ・ 第2病関係 を表していてはなく、他の法律に 特別の規定ある者についてはな、預り金を受け入れることができる。したが ・ また、預金の受入れまが、の脱法行 るについては、施正に取り締まる必要があり、現行の規定が必要且つ適切 であると考えられる。		2010007		詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的 整備	5039	3 50390	3005 1	1 社団法人 リース事業協会	2		詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的 整備	出興法1,2条の立法論的妥当性を検討 し、通畅財務を廃して、計部の途報的理 取場的度を改めて整備するべきであ る。<*1~「参考」「1980/企融機需会 第一部を中間整定環ーバルウルる・要質の局の 取扱いをどうすべきかという問題がある。 この点については、我が国におけるこれ この点については、我が国におけるこれ においては職場から、その対方等の面 において理想から、その対方等の面 において類型的に対ける方をとして取扱ってき と面もあるので、基本的方向性としては、 をの面生に関型的に対けるを検討する。 とが望ましい(現在では、10中の名出別が で一部印象けらずしまった。 は、その立法論的な妥当性につき両移 対する必要がある)。。	・例えば、匿名組合契約による出資受入 などにおいて、出資金の金部または一部 について営業者が保証する。・エスクロー 事では、出事者の取引のクロージングに あたり、第三者が資金を預かって管理す ることにより、取引上の危険を転換して取 引を円滑にするもの)<*シ	・帰は、そもそも金融製造されるべきものではな 14、出質等の認識とで提案の交易払力の問題であ カスペーをではないが、全額時は、完全である。 様して出見した一般と意か不可能をしまった。 15、おいました一般と意かである。 はして出見した一般と意かである。 はいました一般と意かである。 とから、これも一般がはまなした他 性が感く、これも一般がはまなした他 に対象のはまるものであれば、説明しないとつに 、説明はよるものであれば、説明しないとつに 、説明はよるものであれば、説明しないとつに で表してはいいであった。 かり、説師によるものであれば、説明しないとつに でありませるという時であるからであうか。 とで表してははいいであった。かりんし、これを 実際には起い。のであった。かりんし、これを 実際には起し、成本は事が実生していばい場合 でも3年以下の想及という題と対象がである。 はな 変別には起し、成本は事が実生しており、問題の でも3年以下の想及として到当であるといる でも3年以下の想及として到当であるといる でも3年以下の想及として到当であるといる でも3年以下の想及として到してあるというのによる 実際には、19、20、30、40、40 (14) (14) (14) (14) (14) (14) (14) (14)	たす役割は詐欺罪の利的開始の処面を見われ、 は一致を表示動語と思われ、 は一致を表示動語とは対しています。 は、即所的止法を想動法 増し、即所的止法を想動法 増し、即所的止法を想動法 増し、即所的止法を想動法 は、即所的止法を想動法 は、即所的止法を想動法 は、即所的止法を制定 は、即所的止性、 を要としては検討できる。 を要と思われる。。 とせず、配射するとの判解 業を行あうとするとのます。 が表示しても原外の が表示しても原外の が表示してもの。 が表示してもの。 が表示してもの。 が表示しています。 は、 が表示しています。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
	当庁においても、経済産業省等の一部の国の機関と同様、債権譲渡禁止特的の部分的な解除を行っているとこ 3.	d		既に当庁においても、経済産業省等 の一部の国の機関と同様、債権譲渡 禁止特約の部分的な解除を行ってい るところ。		z010008		国・地方自治体向け金銭債権の証券 化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	3 50390	30022 1	1 社団法人 リース事業協会	î		国・地方自治体向け金銭債権の証券 化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省などの一部の国の機関にお いては、債権譲渡要止体的の解除が行 われての国の機関及ひ地 われて18分、すべての国の機関及ひ地 対しが 禁止体的を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	偏権譲渡禁止特約が資産流動化の適格 要件の障害となっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号		要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
道路運運送車時 高点 自動 國際 自動 医电影 电影 电	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等 の他、市场所等、整常器、都部別環根 審務所等、それぞれの行政機関に出 向いて手続を行う必要がある。 自動車の保護場所証明申請は、自動 車の保有者が当該申請に係る場所の 位置を管轄する整理、所在30、起 可請に係る場所を使用する極度、所在30、配 国図の各書面を影響を付して保管場所証 明慮の交付を申請するものであり、交付を受けた保管場所証明書を準備な 野際に提出しなければ、遊路運送車 両法に定める自動車登録の処分を受けられないにととされている。	а		自動庫保有に関する手続(検査・登録、保管場所証明、自動庫関係結構 寄の納付等)のワンストップサービス による電子化については、平成17年 2月にシステム経験を開始することとしている。このワンストップサービス化は、おて複数の行政機関への手続が一括して行えることとなり記入事限の一条化係、申請手級の意理化が認られることとなる。その原、人が頂目を集却した申請・画面や税・手数料のまとめ払いの機能に対しても浸け、化プ申請・申請申請・申請・セまととしているほか、代申請・申請申請・申請・セまととしているほか、で、可能を占めたと、大量に自動庫を保有する方にも配慮したシステム機能を行っているところ。 数目動車については、登録率のウンストップサービス化の過度状况等を見ながら関係機関と調整を行うこととしている。		2010009	警察庁	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期 実現等	5039	5039003	4 11	社団法人 リース専業協会	3		自動車の生産・販売・流通に伴って必要 となる語行政手続(検査・登録・風、車車 延明・新院・地方、自動質保険権認。 国)等の電子化は、規秘収率推進か年 計画において、平成17年日間に一部地方公共団 体で誘駆期引となっているが、ごれを実 理学するため、売荷資料料配取の事業 可能が・具体化していくこと。なお、 試験運用を行う深、大量の自動車を所有 するリース会と対象手続等を等行う こと・その運用に当たっての検討等を行う こと・	化と申請に必要な添付書類の削減化が できれば、自動車関連業界の生産・販 売・流通に係わる申請及び手続代行コス トは大幅に軽減され、その軽減分を直接 郎門へ投入することで新たな自動車リー	手続申請の電子化がなされていないため、その手続申請もしくは代す申請をする自動車同談庫(自動車リース業界も含む)に多大負担を強いている。また、リースを社の税の申告・給付事務等は越大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の軽点から、電子化(書式の全国 統一化)を図め返があると考えられる。電子化の検討に戻しては、利用者の急撃を子化の検討に戻しては、利用者の急撃を子化の検討に戻しては、利用者の急撃を予分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないよう配慮する必要がある。	
道路運送車分。 自動車の保留す 車の保留す 車の保留す 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 力 注 、	自動車保有関係手続は、自動車の検 査・登録を受けるために、運動を局等 の他、市役所等、監察器、都連用県税 事務所等、それぞれの行政機関に出 向いて手動を行う必要がある。 自動車の保管場所延期申請は、自動 車の保管場所延停期等の経過、信息 可能に係る場所を使用する機匹を有 することを翻明を参照者に対して保管場所延 即憲の交付を申請するものであり、交 付を受けた保管場所延期書を締立 両等に提出しなければ、道路運送車 両法に定める自動車登録の処分を受 けられないこととされている。	а		自動庫保有に関する手続(検査・登録、保管場所証明、自動庫関係結果 寄の納付等)のプンストップサービス による電子化については、平成17年 2月にシステム機能を開始するとしている。このアンストップサービス化によって機数の行政機関に少の手がたしたとなく。各行政機関への手能が一般の一条化等・申請手等の合理化が図られることとなることとなり記入事項の一本化等・申請手等の合理化が図られることとなることとなり記入事項の一本化等・申請手等向を行うに移ぼか、手数料のまとめ払いの機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車を保有する方にも配慮した。又テム機能でしても設ける方向で検討するなど、大量に自動車を保有する方にも配金など、大量に自動車についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車についても設ける方にも配金を引きません。		2010009	警察庁	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期 実現等	5040	5040003	12 111	オリックス	3	自動車の生産・販売・流速に伴って必 2 要となる諸行政手続の電子化の早期 実現等	自動車の生産・販売・洗過に伴って必要 となる諸市技手級(検査・登録・風、興 証明・納税・地方、自動責保険機部・ 園)等の電子化は、規模収率指進か年 計画において、平度/7年を目標・10分 (工)を表 現するため、売付業料理範の事項を含め 甲島に検討・具体化していくこと、なお、 試験運用を行う原、大量の自動車条所貞 で、その運用に当たっての検討等を行う ことの で、この で、この で、この で、この で、この で、この で、この で、こ	化と申請に必要な添付書類の削減化が できれば、自動車関連業界の生産・販 売・流通に係わる申請及び手続代行コス トは大幅に軽減され、その軽減分を直接 部門へ投入することで新たな自動車リー	手続申請の電子化がなされていないため、その手続申請もしくは代中事施をする自動物間連集所 自動車リフス県界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・始け事務等は越大であり、これらの、日本の事務作業の効果があると考えられる。電子化の検討に戻しては、利用者の急見を充分に反映会せることによって、電子化による活乱等が生じないよう配慮する必要がある。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望管理番号	要望事		25	要望主体名	要望事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記 事 項)
出调の受入れ、預印 金及び金利等の取 締印に関する法律 第1条、第2条		c	・第1条関係 出資金は出資元本が保証されないことを本要はするものであることから、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると試信して出資した一般 ・第2条関係 変とであると試信して出資した一般 ・第2条関係 変としての「預り金、が金額的に禁止されているわけではなく、他の法律に利助の規定ある者については、預り金を受け入れることができる。したがて、また、預金の受入れまがいの脱法行為については、厳正に関り締まる必要があり、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。		20100010		詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的 整備	5040	50401	1	11 オリックス	Z.		詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的 整備	出資法1,2条の立法論的妥当性を検討 し、過剰期料を廃して、計物の強制四原 取動制度を放りを整備するべきであ る。<*1>【参考】「1993/7金融輸業会 第一部を中間整理(第一次)、東大・神田 取扱いをどうすべきかという問題がある。 この点については、投が個にの対方を加 において電型的に別物として取扱ってき た面もあるので、基本的方向性としては、最終間道の計算的行為を検止する法律を 制定し、そちらで取場をことを検討すること たが望ましい(現在では、10分の出側法が で一部取削りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に廃止するような法 律は、その立法論的な妥当性につき両検 対する必要がある)。。	・例えば、匿名組合契約による出演受入 などにおいて、出資金の金部または一部 について営業者が保証する。・エスクロー 等ので、生活者が同なを預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取 引を円滑にするもの)。**シ	いうのは、果たして制度として妥当であるといえる のであろうか。・2条は、預り金の概念が曖昧あるい は広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から	
瀬路交通法第77 条、道路交通法施 行規則第12条の2		d	道路使用許可の電子申請について は、平成12年に道路交通法施行規則 を改正し、都場所県公安委員会規則 で必要な事事を定めることにより電子 申請を研修とする規定を整備するとと なの場合に可能が実施で対して、システ ムの場入に向けた標準的な取組みを 優しており、既に運用を開始している がある。 また、道路使用許可は、所轄監督長 が周辺の道路交通の状況や道路上で 行あうとする行為の形態に応じて、個 別具体的にその可否を判断する必要 があり、使用する場所や肝の申請を受 けることはできないが、同一場所、同 一形態の行為について反便継続して 行われるような場合、一定の問題、包 括的に申請を受けることは可能である ので、所轄監察署と相談していただき たい。		20100011	警察庁	憲 論タンクローリー車の道路使用許可	5042	2 50424	1 1	11 ソニー(明)	Đ	7	撤 油タンクローリー単の道路使用許可		道路使用許可申請に伴う工数削減:386 間(申請曹操出)×申請 回数	公道を使用し重油給油につき30分間程度の駐車を行っているが、その都部所軽 重容量を赴き、所定の道路使用許可の申 請が必要となる。毎月胎油を行な予問の 知時間の駐車であり、そのためだけに時 間を費やし所轄雷等層へ都区の道路使 用許可申請を行なうことは経済活動を阻 害することにつながる。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望管理番号		事項 事 補語		要望事項番	要望事項号(事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
道路交通法第 4 条、第2 2条	都追肝県公安委員会は、道路標識等 を設置及び管理して、道路における交 適の規制をすることができる。 車両は、道路構築等によりその最高 速度が指定されている道路において はその最高速度を、その他の道路に ない最高速度をである最高速度を える速度で達行してはならない。	d		道路交通法第22条第1項の規定により、都道府帶公安委員会が設置する 道路標識等による最高速度規制は法 定の最高速度規制に優先して適用さ おることとされる切、都総所として適用さ 委員会は、道路の交通量 中交通等処 の発生状況、道路構造、周辺で実施 にいる交通規制の内容等を総合的に 勘案して最高速度規制を実施すること ができる。		z0100012	警察庁	交通规制改革	5052	\$ 506:	520001 1	1 上野惠正(個人)		1 交通規制改革	最高速度規制の権限を、国から地方公安 要員会部部所限)へ多譲し、最高速度を 地方の道路の整備が及、改通、 精雪や 域路など季節によって変わる道路が次等 に応じて設定できるようにする。		自動車の性能が向上し、道路事情が特別に良くなったにもかかわらず風感速度 を全国一律に低く(高速距離のは 州 それ以外の道路のは 州) 別えることによって が高二人をはいずらに引き上げていること 大多数の車両が風感速度制修 一等りない状況では、最高度関係を通うする 事団は、かえって円滑な交通を攪乱させ、事故を発生さる誘引になっていること まかま 一般な できない はいまり できない はいます はい かん こく アイド はい かん こく アイド はい かん まい かん できない はい かん まい かん かん できない はい はい かん	
の3第4項 道路交通法施行令	自動車の運転者は、幼児用補助装置 を使用しない幼児を乗車させて運転し てはならない、ただし、疾病のため幼 児用補助装置を使用させることが練費 上適当でない幼児を乗車させるとき、 その他致令で定めるやむを得ない理 由があるときは、この限りでない。	c c		助児用補助於置は、自動車県車中に 却定が死事する交通事故が多発して いる状況にかんがみ、大人と違って自 かで自分の安全を確保することができ ない幼児について、自動車県車中の 安全を確保するため、法律によってそ の使用を機能付けているものである。 その趣旨にかんがみ、当該終置の使 用の免除は可能な限り限定すべきも のであり、規定を練和することは認め られない。		20100013	警察庁	公用バス運転者の幼児用補助校置に 係る機務の免除	5066	\$ 5000	980001 1	1 静岡県袋井市		1 公用バス運転者の幼児用補助装置に 係る機務の免除	公用バス運転者に涸路交通法第71条の 3第4項のただし書き(道路交通法語行る 第26条の302第4項)を該当させて同志 の適用毛除外し、公用のバス・マイクロバ スに幼児用補助装置を使用しないで幼 児を興車させることができるものとする。	市所有の公用バスに加定用機関設直を 使用しないて効児が乗車出来るようにし で幅広い年代の交通手段を確保し、住民 サービスの向上を図るとともに、市行事等 への参加を促進する。	適能な感法第71条の3第4項により、幼児を含めた交通手段としては幼児用機能装置のない公用パスを利用できず、幼稚別等・イントの地域とあたり、その都度自動申運送業者との委託契約等を要するとと、等級実施に制限がかかる場合もある。公用パスと同じ構造であると幼稚館勘・運送等業のパスの運転者と幼稚館あり、近天護者制により幼児用機助装置に係る義務を持たしていることより、公用パス運転者ものである。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項書補助	要望主体名	要望事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記 事 項)
道路交通法施行令 第27条第1項	高速自動車回道においては、大型貨物自動車回送定最高速度は80km/ かである。	c		我が国における交通死亡事故が減少する中において、高速道路における大型貨物自動車に係る交通死亡事故 は低悠多彩している。その原因としては、遠度起船による割合が高く。危険銀知速度別にみても、不型貨物自動車の底となどから、現在大型貨物自動車の活定機が重要用車等を比べて高いことなどから、現在大型貨物自動車の活定機高速度を80km/hとしていることは全部野である。なお、遙外国におけては、他の車種と異なる速度規制が行われている。		2010014	警察庁	高速道路における大型貨物自動車の 最高速度規制の緩和	5076	507600	11	(社)全日本トラック協会	1	高速道路における大型貨物自動車の 最高速度規制の縁和	高速道路における大型貨物自動車の最 高速度規制の緩和		高速自動車国連における最高速度は、大 整トラックと書引校置により選引状態にあ 本車四の分析のMMに対列されており、 同一の走行車線に速度の異なる車両が 液在して走行することは、車両の安全を 固にもなりかなない。他の交通と合わ せ、高速道路の円滑な走行を確保する報 車の最高速度規制を現行の80km/から 100km/hに引き上げるなど見直しをお願 いしたい。	
	交通状況、交通事故の実態等を踏ま え、必要と認められるものについて は、適宜児直しを行っている。	c		道路交通に係る各種規制については、交通状況、交通実験の実態等を踏まえ、必要と認められるものについては、引き熱感適取見直しを行っていくこととしたい。		z010001S	警察庁	「中型運転免許」触説に伴う各種規制 の見直しについて	5076	507000	11	(社)全日本トラック協会	2	「中型運転免許」創設に伴う各種規制 の見直しについて	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の 見直し	能通免許 車両重量5 トン、車両総重量1 セン	道路交通法改正により、貨物自動車に係る運転免許制度は、「大型免許」を専門総 重 重11トン以上に同じくちとから11ト ンを「中型免力」として創設さればいる。 運転免許制度の基準と同様にその他の 規制及び有料道品の進行料金区分等に フリて、「大型」は両規模置11トン以上 とするよう見直しをされたい。	

該当法令等	制度の現状		措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	安聖土神名	要望事項番		具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
2条 ・ 補助金に係るう	と 2 当庁においては、補助金適正化法に 基づく処分制限期間について、財務 各が通達によって示す統一基準に と 従って決定しているところ。	d		当庁においては、補助金適正化法に 基づく処分制限期間について、現在 既に、財務省が重達によって示す統 一基準に従って決定しているところ。		20100016	警察庁	補助金適正化法の運用の一元化	5094	5094000		和歌山樂		5 補助金適正化法の運用の一元化	補助金通正化法に基づく処分制限期限 については、各所省庁が別談なやで制 定するのではな、財務省やによ、財務省やにより 制限期限の統一(一本化)を図り、既存の 数やは各所省庁において廃止されたい。		・補助企働正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、告府省庁の政令により別協定めるとされており、現状では、告府省庁の政令を必動制度よりはこの場合を参加によりに対した。 見られ、さらに改正線の但し置きには、財務省令に重動した処分制制限期間ではなくなで進化原理動した処分制制限期間ではなくなど後に原金におけている。国の制定を活用し、整備したもの(例 好るように政令で告示されている。国が制定を活用し、整備したもの(パワコン・サーバ)が同じであるにもがかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。	